

独立行政法人大学評価・学位授与機構評議員会（第30回）議事要旨

- 1 日 時 平成26年2月10日（月） 15:30～17:30
- 2 場 所 一橋講堂 1階特別会議室
- 3 出席者 浦野、奥野、香川、勝方、高祖、佐々木(毅)、関根、納谷、マルクス、村松、森脇の各評議員
(有信、及川、金田、小出、小畑、佐々木(雄)、清家、永田、濱田の各評議員は委任状提出)
野上機構長、岡本理事、山田理事、舘監事、武市研究開発部長、鈴木評価研究主幹、毛利学位審査研究主幹、福治管理部長、児島評価事業部長 ほか機構関係者

4 評議員会（第29回）議事要旨について

平成25年6月に開催された評議員会（第29回）議事要旨（案）が確認され、確定版として了承された。

5 議 事

《審議事項》

◎ 次期中期目標（案）・中期計画（案）について

次期中期目標（案）の確認及び次期中期計画（案）についての審議が行われ、原案どおり承認された。なお、今後修正の必要が生じた場合は、内容上重要なものを除いて、機構長に一任することとされた。主な意見は以下のとおり。

（○：評議員 ●：事務局 以下同じ）

- 国立大学法人評価は導入当初からその理念も変化しており、今後の在り方が見えない。今後どのような形になっていくのか、把握している範囲で良いのでご教示いただきたい。
- 認証評価については段階的に評価対象校数を減らすよう言われているが、国立大学法人評価については引き続き機構において教育研究評価を実施することになっており、その結果を尊重した形で文部科学省の国立大学法人評価委員会が各法人の全体の評価をし、それを次のサイクルの国立大学法人に対する運営費交付金に反映させるという仕組み自体は変わっていない。国立大学法人に対する第三期の運営費交付金の配分の在り方については、文部科学省にて検討されている。
- 国立大学法人評価については、従来と変わりなく機構が行うという理解で良いのか。
- 法律が変わらない限り、教育研究評価については機構が文部科学省の評価委員会から依頼を受けて行うということになっている。具体的な評価の内容については、機構が、文部科学省の評価委員会あるいは大学、社会に対する責任を持たねばならないと認識している。
- 次期中期目標・中期計画（案）の「2 教育研究活動等の評価」には、「さらに」以降の段落で国立大学法人評価について明記されている。前段には特段、評価の種類について記載はない

が、この箇所は全て国立大学法人評価に係る記述であって、認証評価のことは書かれていないという理解でよろしいか。大学法人評価と認証評価に関する記述の区別が曖昧ではないか。

- 先ほどの説明は国立大学法人評価に対するものであって、国立大学が受ける認証評価はまた別の枠組みで動いている。認証評価の今後は、先導的な役割を果たしつつ段階的に扱う校数を減らしていくという方向性である。ご指摘の箇所は評価事業全体に係る前段の記述であって、後段にて明確に分けて記載している。
- 認証評価について、今後は先導的役割を果たし、情報を提供する立場になっていくと考えられるが、そこに収入は発生するのか。
- 認証評価の作業については国費投入が否定されているが、先導的役割については、関係機関から料金を取って行う事業ではなく、独立行政法人としての役割であって国等の支援を得て行うものと理解している。
- 研究を重ねつつ先導的役割を果たした時に、その分の経費は発生する一方で同じ事業における収入は無くなっていくということか。
- 論理的に言えばそうなる。
- 現在のように高等教育が国際的な競争下にある状況において、日本の大学全体における高等教育の質を国際的に保証するため、機構が中心となりつつ他の民間の認証評価機関と共に、海外の認証評価機関との日常的な連携、情報収集及び調査研究を進めている。その成果を各機関と共有し、あるいは共同で検討する環境づくりをしてきた状況にある。そのノウハウを提供することで収入を得るということはあり得ない。日本の高等教育の質保証において、機構が評価という観点からリードすべきであること、あるいはその機能を機構が担う必要性については、文部科学省や総務省も理解を示しており、そのための運営費交付金の投入も認めるという認識であると理解している。
- 民間の認証評価機関は、自己収入で事業を行っているため、機構の専任教員と同等の規模の研究者を置く余裕はない。また、大学には様々な階層があり、担う役割も一律ではないので、日本の大学の国際通用性を担保するような基準を作成するなどの取組については、機構にリーダーシップを取ってもらい、そこでの研究成果を、国公立大学あるいは各認証評価機関で互いにシェアし合い、今後の制度構築・見直しに利用したいと思う。
- 見直しの内容に「認証評価制度全体の改善に資するための先導的役割に特化する」ということについては、機構から文部科学省や総務省に提言をし、理解を得たということか。中期目標・中期計画は対外的に明示せねばならず、更に年度ごとに「厳格な評価」の対象となることを考えると、より具体的、数値的な実績が問われるようになっていくと思われる。その点から、先導的役割として取り組む内容に優先順位をつけてはどうか。様々な切り口があると思うが、実績として示さねばならない以上は、優先事項が読み取れる書き方の工夫があったほうが良いように思う。
- 「先導的役割」という用語は、機構側から打ち出したというよりは、機構の理念からアプローチすべき方向を導き出し、このように表現されたものと認識している。日本の高等教育の質の担保、あるいは海外の大学とお互いに共通理解できる関係の構築にあたっては、「評価」を通して関与していくことが機構のあるべき姿と考えている。確かに具体的な目標やレベル感を持って描ければ良いかもしれないが、調査研究の観点ではその取り組み方から目標等を描きにく

い面もあるので、このような記述になっている。

- 機構でなければできない役割であり、大学人としても期待しているところではあるが、一般社会では、大学のレベルは一向に向上しないと見られており、ただそれだけでは世間一般にはなかなか理解されないのではないかと懸念される。機構が目指すものをランク分けせよということではなく、上述のような点も視野にいれて目標・計画上は分かりやすい形をとったほうが良いのではないか。
- 機構の「先導的役割」という点により説得力を持たせ、強調したほうが良い。「先導的役割」という言葉には、先端的な情報の構成、国際的な交流の中での共通理解の共有、更にそれに基づいた評価のための具体的な支援という3つの要素があると考え。「評価」という概念が出てきた当初は、相当弾力的で多様性を含んだ形で提唱されていたが、ここ最近の動きは、それぞれの大学等が形成しようとしている評価に対する自主性より「くくり」の方が強くなってきているように感じている。民間評価機関の自主性を創造する上でも、機構が担う先端的な役割には期待している。
- 「大学ポートレート（仮称）」について、民間や学生、評価機関にとっても有用な取組みと考えるが、未だに完成していないのは何が障害となっているのか。
- 関連して、1月下旬の新聞に「大学ポートレート（仮称）」に関する記事が掲載されており、予算がつかず「データベースの運用すら危うい」等々の記述があるが、これは事実なのか。
- 事実である。もちろん機構においても業務の効率化等の努力はするが、このままでは実際の運用は難しいので、関係各位に訴えかけているところである。
- 文部科学省は責任をもって全力を挙げるとは言われているが、具体的な動きが確約されている状況ではなく、文部科学省からの回答を求めているところである。
- 既に稼働の準備はできていて、運用に対する予算がつけば開始できる状況なのか。
- 具体的な進捗としては、機器導入の手続きが今年度内で終わる見込みである。各大学からは平成26年度の情報を提供いただき、発信する予定であるが、それに係る説明を来年度に行うため、準備している段階となっている。
- 国公立大学の基本情報は既にトライアルとして登録されており、使用できる環境は構築されている。使い方のモデルについても責任を持って開発している。
- 私立大学は登録されていないのか。
- 私立大学については、日本私立学校振興・共済事業団で担当して行っている。公表項目については国公立大学との間ですり合わせも完了しており、あとは決断のみという認識でいる。
- 私立大学は日本私立学校振興・共済事業団、国公立大学は機構で担当している。システムとしては別だが、ユーザーはウェブ上でひとつのものとしてみるようになるようになっている。

《報告事項》

(1) 独立行政法人改革の動向について

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針について」（平成25年12月20日付 行政改革推進会議独立行政法人改革等に関する分科会）、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）及び「独立行政法人等の組織及び業務全般の見直し内容について（通知）」（平成25年12月20日付 25受文科総第495号）に基づき、独立行政法人改

革等の動向について報告があった。

(2) 平成 24 年度における文部科学省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について

総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から文部科学省独立行政法人評価委員会へ通知された、平成 24 年度における文部科学省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価結果等についての意見について、機構に対する個別の指摘や具体の対応を求める内容の記載はなかった旨、報告があった。主な意見は以下のとおり。

- 「厳格な評価」という語が度々用いられているが、どのような方向性を意図していると理解すればよろしいか。
- 抽象的な表現であるが、機構の実施する評価の基本姿勢である。実際の評価でこの「厳格な評価」という立場から指摘をされたことはない。目標設定の上で、数値的な目標を明確にし、達成するよう示唆を受けているので、次期中期目標・中期計画に反映するよう努めているところである。

(3) 平成 26 年度予算案について

平成 25 年 12 月 24 日に閣議決定の後、内示のあった平成 26 年度の政府予算案について報告があった。なお、同案については現在国会にて審議中である旨附言があった。

(4) 学位授与事業について

「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」（平成 23 年 1 月 31 日中央教育審議会答申）に基づいて導入が検討されている「認定専攻科修了見込み者に対する新たな審査方式」の内容について、検討のプロセス等を含めて報告があった。

(5) 「キャンパス・アジア」1 次モニタリングについて

質保証連携として諸外国の質保証機関と共に取り組んでいる「キャンパス・アジア」日本側 1 次モニタリングの活動実績として、日中韓の政府が採択した 10 件のプログラムについて定められたモニタリングの概要やスケジュール、実際のモニタリング結果から抽出された優れた取組の一部等について報告があった。また、学生部会ワークショップの様子が映像で紹介された。

6 その他

次回の評議員会は、平成 26 年 3 月 24 日（月）に開催予定である旨連絡があった。

以上